

讀五經正義札記（二）

野間 文史

- 1 人名を見分けることの難きこと
- 2 佚書の引用範囲を見分けることの難きこと（以上前集）
- 3 書名を見分けることの難きこと
- 4 阮刻の嘉慶本と道光重刊本  
（以上本集）
- 5 正義の釈音例（以下次集の予定）
- 6 正義の『史記』評価

前稿「讀五經正義札記」の続稿である。当初は連載を予定していなかったこともあり、小節に見出しを付けていない。今回、それを補う。なお本稿は文字通りの「札記」であるから、必ずしも小節の前後に脈絡が有るわけではない。また筆者自身が解決できていない問題を提出する場合も有る。そのことよって読者諸賢のご教示を仰ぎたいと願うからに他ならない。以上の点をあらかじめ申し述べたうえで、しばらく本「札記」を続けていきたい。

3 書名を見分けることの難きこと

前稿では、「十三經注疏」の「引書索引」を作成する際における、疏文中に見える人名・書名（篇名）を見分けること、佚書の引用部分を確認すること、の困難さを指摘したのち、1節では、「人名を見分けることの難きこと」として『毛詩正義』中に見える「王述之」なる表現、2節では、「佚書の引用範囲を見分けることの難きこと」として『春秋正義』所引の服虔『春秋左氏傳解詁』の例を取り挙げた。本稿では、先ず前稿に続けて「書名を見分けることの難きこと」に言及したい。

もともとこの問題は、かつて拙稿「引書からみた五經正義の成り立ち―書傳・書傳略説・洪範五行傳を通して―」（新居浜工業高等専門学校紀要25 一九九）『五經正義の研究』研文出版（一九九所収）でも指摘したことの一つであった。たとえば正義中にしばしば見える「書傳」と表記された文献について、

・禮記後儒所録、書傳伏生所造。皆孔所不用。(書疏14-02b)  
 ・書傳曰「既侍其宗、然後得燕。燕私者何。己而與族人飲。飲而不醉是不親。醉而不出是不敬」、與此傳同。毛・伏俱大儒、當各有所據而言也。(詩疏10-1-10b)

の二例が示すように、これらが伏生の『尚書大傳』であることがはつきりしているものも有る。ところが『書疏』(02-25a)の、

・徧檢今之書傳、無堯即位之年。孔氏博考羣書作爲此傳、言「堯年十六以唐侯升爲天子」、必當有所案據。未知出何書。

という例を、かつて吉川幸次郎氏が「現存の文獻をすっかり調べて見ても、堯の即位の年は書いていない」(『尚書正義』筑摩書房全集本第八卷 一三九頁)と訳し、また『詩疏』(詩譜序05b)の、

・如史記之言、則孔子之前詩篇多矣。案書傳所引之詩、見在者多、亡逸者少、則孔子所録、不容十分去九。馬遷言「古詩三千餘篇」、未可信也。

という例を、岡村繁氏が「思うに、古典が引用している『詩』は、現存する作品は多いが、亡逸した作品は少ない」(『毛詩正義訳注第一冊』中国書店 四五頁)と訳しておられるように、必ずしも「書傳」は『尚書大傳』を意味していない。機械的に「書傳」を『尚書大傳』と見なすことはできないのである。その詳細については拙稿を参照

していただきたい。

そこで本節では、その他の例として、「禮」と表記されてはいるものの、「三禮」文獻中にその出典が見出せない例を取り挙げよう。

①毛詩正義卷七之一陳風・東門之粉

【經】子仲之子、婆娑其下【傳】子仲陳大夫氏。婆娑舞也。箋云、之子男子也。

【疏】傳子仲至舞也○正義曰、知「子仲」是「陳大夫氏」者、以其風俗之敗、自上行之、今此所刺、宜刺在位之人、若是庶人、不足顯其名氏。此云「子仲之子」、猶云「彼留之子」、舉氏姓言之、明子仲是大夫之氏姓也。禮孫以王父字爲氏。此人上祖、必有字子仲者、故氏子仲也。(07-1-05b)

②春秋左傳正義卷六・桓公六年

【傳】周人以諱事神。名終將諱之。【注】君父之名、固非臣子所斥。然禮既卒哭、以木鐸徇曰、舍故而諱新。謂舍親盡之祖、而諱新死者。故言以諱事神也。終將諱之。自父至高祖、皆不敢斥言也。

【疏】注君父至斥言○正義曰、「君父之名、固非臣子所斥」、謂君父生存之時、臣子不得指斥其名也。禮(禮記)曲禮上稱「父前子名、君前臣名」、鄭玄云「對至尊、無大小皆相名」。是對父則弟可以名、兄對君則子可以名父、非此則不可也。……古者諱名不諱字。禮以王父字爲氏、明其不得諱也。屈原云「朕皇考曰伯庸」、是不諱之驗也。(06-24b)

③春秋左傳正義卷二十二・宣公十一年

【傳】謂陳人無動。將討於少西氏。【注】少西徵舒之祖、子夏之名。

【疏】注少西至之名○正義曰、禮以王父字爲氏。徵舒以夏爲氏、知子夏是字、少西是名。言少西氏者、氏猶家也。言將討少西之家。(22-16b)

前述した通り、この『毛詩正義』①と『春秋正義』②・③に見える「禮」の「(孫は)王父の字を以て氏と爲す」という礼制は、「三禮」文献中に見出すことができない。したがって引書索引では、これを「逸礼」として扱うか、あるいは単に「礼制では」の意味に取り、書名としては収録する必要の無い例であるかもしれない。というのも、以下のように、

④禮記正義卷三十四大傳

【經】同姓從宗、合族屬。異姓主名、治際會。名著而男女有別。

【疏】同姓至有別○正義曰……故鄭駁異義云「……」。如鄭此言、是天子賜姓也。諸侯賜卿大夫以氏。若同姓公之子曰公子。公子之子曰公孫。公孫之子、其親已遠、不得上連於公、故以王父字爲氏。若適夫人之子、則以五十字伯仲爲氏。若魯之仲孫・季孫是也。若庶子妾子、則以二十字爲氏。則展氏・臧氏是也。若男女、則以父祖官及所食之邑爲氏。以官爲氏者、則司馬・司城是也。以邑爲氏者、若韓・趙・魏是也。(3406b)

⑤春秋左傳正義卷三・隱公五年

【傳】五年春、公將如棠觀魚者。臧僖伯諫曰、凡物不足以講大事、

【注】臧僖伯公子彊也。僖諡也。大事祀與戎。

【疏】注臧僖至與戎○正義曰、「僖伯」名彊、字子臧。世本云「孝

公之子」、即此冬書「公子彊卒」是也。諡法「小心畏忌曰僖」、是僖爲諡也。諸侯之子稱公子、公子之子稱公孫。公孫之子不得祖諸侯、乃以王父之字爲氏。(03-21a)

「以王父(之)字爲氏」を「禮」と表記していない例も見えるからである。さらに正義のみならず杜預もまた、

⑥春秋左傳正義卷四・隱公八年

【傳】公命以字爲展氏。

【注】諸侯之子稱公子、公子之子稱公孫、公孫之子、以王父字爲氏。無駭公子展之孫、故爲展氏。(04-12b)

と述べている。ちなみに杜注の前半「諸侯之子稱公子、公子之子稱公孫」は、④・⑤にも同じような表現が見えていたのであるが、これは『儀禮』喪服傳の、

諸侯之子稱公子。公子不得稱先君。公子之子稱公孫。公孫不得祖諸侯。此自卑別於尊者也。若公子之子孫有封爲國君者、則世世祖是人也。不祖公子。此自尊別於卑者也。

という礼制が相当するであろう。ただここにも「公孫之子、以王父字爲氏」という礼制は見えない。

しかし、これを「三禮」から離れてみると、実は『公羊傳』中に、次の例が見出せる。

⑦春秋公羊傳・成公十五年傳

「三月、乙巳、仲嬰齊卒」。仲嬰齊者何、公孫嬰齊也。公孫嬰齊則曷爲謂之仲嬰齊。爲兄後也。爲兄後則曷爲謂之仲嬰齊。爲人後者爲之子也。爲人後者爲其子則其稱仲何。孫以王父之字爲氏也。  
…… (18-03b・04a)

ただ、この『公羊傳』もまた今では亡佚した礼文献から引用した可能性が有るから、やはり①②③の「禮」は「逸礼」と見なすか、あるいは特定の文献を指すのではなく、「礼制では」の意味に取ってよいのかもしれない。しかし、そう判定する前にもう一例、これと類似した用例を見てみよう。

⑧春秋左傳正義卷七・桓公十五年

【經】鄭世子忽復歸于鄭。

【注】忽實居君位、故今還以復其位之例爲文也。稱世子者、忽爲太子、有母氏之寵宗卿之援、有功於諸侯、此太子之盛者也。而守介節、以失大國之助、知三公之彊、不從祭仲之言、修小善、絮小行、從匹夫之仁、忘社稷之大計。故君子謂之善自爲謀。言不能謀國也。父卒而不能自君、鄭人亦不君之。出則降名以赴、入則逆以太子之禮。始於見逐、終於見殺、三公子更立。亂鄭國者、實忽之由。復歸例在成十八年。

【疏】注忽實至八年○正義曰、成十八年傳曰「復其位曰復歸」。忽本既居君位、然後出奔。故今還以復位之例爲文也。經言「復歸」、

明是復位之例。注言此者、以忽之出奔不稱鄭伯、歸言「世子」、又非君號、非君而稱「復歸」、嫌其不是復位、故明之。禮父在稱世子。…… (07-18b)

この例の「父在せば世子と稱す」もまた「三禮」中には見出せない礼制であるが、やはり『公羊傳』中に、

⑥春秋公羊傳・莊公三十二年

「冬、十月、乙未、子般卒」。子卒云子卒。此其稱「子般卒」何。君存稱世子【注】明當世父位爲君、君薨稱子某、既葬稱子、踰年稱公。「子般卒」、何以不書葬、未踰年之君也。有子則廟。廟則書葬。無子不廟。不廟則不書葬。(09-10b)

とあるのがほぼ一致する。これもまた『公羊傳』が「逸礼」を引用したものであろう。

しかしひるがえって考えてみるに、正義が作成された当時、正義の作者もまた我々と同様に「逸礼」を見ることができなかったはずである。したがって、これは正義が『公羊傳』伝承の礼制を念頭に置いたうえで表現だと見なすべきであろう。それではどうして「公羊伝曰」と表記しなかったのか。思うに以上の二例は、『公羊』「穀梁」二伝の義例をまじえて『左伝』を解釈した先儒を批判する立場をとる杜預、それを祖述する『春秋左傳正義』が、その論述の過程で、根拠とすべき礼制を『公羊傳』に求めたことをあからさまに言うのははばかった表現である、と解したい。そこで筆者が近時発表

した「春秋正義引書索引」（平成9年度～11年度科学研究費補助金基盤研究(C)2)研究成果報告書「春秋正義の基礎的研究」所収）では、以上の「禮」を『公羊傳』として収録した次第である。①）  
 なお正義中には「周禮」と表記されたもので、三禮の一つ『周禮』中に、該当する文章を見出し得ない例が若干数存在する。この場合、広く「周の札制」の意味に解せざるを得ないものが少なからず有ることも、ここに付言しておきたい。

#### 4 阮刻の嘉慶本と道光重刊本

現在、我々が最も多く利用する「十三經注疏」本は、いわゆる阮刻本（の影印本）であろう。これは阮元が所蔵していた明の正徳十行本を重刻したものとされているが、このことについては長沢規矩也氏「十三經注疏版本略説」（『書誌学論考』一七五巻 汲古書院著作集第一巻所収）が夙に以下のように概説されている。

嘉慶中、阮元注疏を校刊す。初、黄氏古芸書屋に刊し、後江西南昌府學に印す。重刊宋本と題すれど、瞿目（卷一第六葉）に已に云ふが如く、正徳補修本に據りしに過ぎず。又他本を以て校し、時に毛本の武斷に従へり。初印本には扉に刻字者刷印者の郷貫姓名あり。阮本又阮刻と稱す。此本出でて他本を壓し、覆刻本頗る多く、道光六年南昌府學、同覆刻、同治十二年江西書局、光緒十八年湖南寶慶務本書局（誤刻甚だ多し）等十指を屈するに足る、多く皆木記あり（道光刊本易になし）、原本に非

ざるを知るべし。又石印本あり。今一々挙げず。

「重刊宋本十三經注疏」と銘打たれたこの注疏本は、清の嘉慶丙子（二十年 一八一五）の仲春に開雕、十九箇月を要して翌年仲秋に、全四百十六卷、一万一千八百一十葉の板として成ったことである。これには、注疏本重刊に先立って阮元主幹により作成された「十三經注疏校勘記」が、盧宣旬の手により摘録補遺され、每巻末に附されていた。このことが、阮本の広く流布した理由の一つとして挙げられるだろう。

しかしこの重刊本については、誤刻の存在を指摘する学者が多く有ったため、ついで道光丙戌（六年 一八三二）に、南昌府學教授朱華臨により、更正の手を経たものが重刊された。長沢氏が言われるように、その後、多くの重刊本の覆刻本が刊行されたようである。

阮元が宋本を重刊したこと、その重刊本をさらに補正した重刊本・覆刻本が作られたということ、**「重刊」**なる表現が二重となつてやや紛らわしい。そこで本稿の以下の説明では、嘉慶二十年開雕の初版本を嘉慶本（原刻本）、道光重刊本以下をまとめて重刊本と呼ぶこととしたい。

○  
 ところで一般的傾向として、原刊本（原刻本）と重刊本（重刻本）との関係について、たとえば陳國慶氏に次のような解説が有る。

一般的には、原刊本の書物は校勘が精確だが、重刊本にはたいてい誤まりがあり、その結果、蔵書家たちはいつも原刊本を

貴重なものともみなしている、思われている。しかし、実際には必ずしもそうではない。

清代には、校勘の学問が大いに盛んになり、この時代には、およそ古版本によって重刊された書物は、その精確さの程度は、しばしば原刊本をはるかに上まわっているものがある。(陳國慶著／沢谷昭次訳『漢籍版本入門』研文出版 一九八四 四四頁)

この陳氏の言う具体例を、我々は段玉裁の『說文解字注』の版本の例によって知ることができる。阿辻哲次氏(『漢字学—『說文解字』の世界』東海大学出版会 一九七五)が次のように指摘しておられる。(2)

『段注』を読むためにはまず経韻樓本を手もとに置く必要がある。しかし、経韻樓本は原刊本だから、どうしても若干の誤刻がある。だから、誤りを正した別のテキストも備えておき、疑問がある箇所はたえず別のテキストを参照するのが望ましい。その際に便利なのが『皇清經解』に収められている『段注』である。……『段注』は段玉裁が執筆していた時からすでに完成が待ち望まれていた書物だから、完成後はまたたく間に広く流布し、多くの人に読まれた。だから丁寧に『段注』を読んだ人々は、原刊本の誤刻に気づき、誤刻を訂正してきた。その成果が『皇清經解』所収本の中に相当とり入れられており、『皇清經解』本によってはじめて文意が通じるといふ箇所もいくつがある。(二六九・三〇頁)

しかしこれとは逆の例もまた有る。筆者はかつて清儒劉文淇の『左傳舊疏考正』を翻訳したが(『春秋正義を読み解く—劉文淇「左傳舊疏考正」と事情が異なる。この書の最初の刊本は、道光十八年(一八三九)、著者五十歳の時、自分の書齋「青溪舊屋」から上梓された。その他の版本としては、光緒三年(一八七七)、湖北省の崇文書局開彫の「三十種叢書」(崇文書局彙刻書)に収録されたものがあり、さらに光緒十四年(一八八八)、王先謙によって編纂された「皇清經解續編」所収のものがある。

そして誤刻の例について言えば、著者劉文淇が生存中に自己の校閲を経て出版したものであるだけに、「青溪本」にはそれが非常に少ない。しかし「崇文本」では極めて稀に「青溪本」の誤りを訂正した箇所があるものの、むしろ「青溪本」には無かった誤刻が見られ、ついで「經解本」では、「崇文本」の誤刻をそのまま襲ったうえに、さらにその数が増えているのである。したがって筆者の検討し得た三種の版本の中では、「青溪本」が最善、次いで「崇文本」、「經解本」がいちばん劣るという結果が出た。これは版を重ねるごとに誤刻が増加した例である。原刊本と重刊本との関係は、その書物の読者人口にも関わるものようである。

さて阮本には巻末に校勘記が附されており、そのことが、この注疏本の盛行した一因であったろうことはすでに述べたが、校勘記が言及し得ない阮本自体の誤刻は、やはり他の版本と校合しなければ、なかなかに見出し難い。これまたすでに述べたように、嘉慶本が出

たのち、ほどなくその誤刻を補正した道光本の出現したわけであるが、しかし、その誤刻と補正とがどの程度であったのか、それを具体的に指摘したものが有るのを、筆者は寡聞にして知らない。

ところで現在、嘉慶本そのものを個人で所蔵している研究者の数はそれほど多くはおられないであろうし、道光本もまた同様であることが予想される。我々の大部分が利用しているのは、これらの影印本である。そこでその影印本が何を底本にしているかが問題となってくる。筆者がもっぱら利用するのは台湾・藝文印書館の影印本（初版の年は未調査）であるが、この底本は、かの嘉慶本（初版本）に他ならない。この藝文印書館本をさらに影印したのも何種類か出版されているようで、おそらく現在最も利用されている版本だと思われる。

このほかの版本として、筆者所蔵のものでは台湾・世界書局「中国學術名著第六輯」所収の「左傳注疏及補正」本が有るが、これは石印本の影印本で、後述の通り、その底本は嘉慶本ではなく、道光本以後のものである。

なお石印本としては、世界書局本のほかに上海錦章圖書局本（中華民国丙寅十五年（一九二六））が有り、藝文印書館本以前では、かなり流布した版本であつたらしい。かつて公刊されたハーバード・燕京学社の引得シリーズはこれに基づく。そしてこの底本も、後述の通りやはり道光本以後のものようである。〔③〕

ところで、広島大学中国思想文化学研究室所蔵の阮本は、道光本の覆刻本である。筆者は近時「春秋正校勘記 卷一〜十」（平成9年度〜11年度科学研究費補助金基盤研究(C)2)研究成果報告書「春秋正義の基

礎的研究」所収）を発表した。これは嘉慶本と「正宗寺本」との対校を主としたものであるが、同時に道光重刊本との異同にも言及している。

そこで、全六十巻のうちのわずかに六分の一に過ぎないが、以下にそれを摘録してみよう。これによって道光重刊本の誤刻の訂正がどの程度であったのかが判明するであろう。

なお見出し字は阮元校勘記（及びその体裁に従ったもの）のもの、括弧内の数字は、巻・葉（表裏）・行数（十行として数える）を示す。

重刊本で訂正されている例

故云重也 (03-06b-5) 「云」字は「文」字の誤刻。

也二者受天之命 (03-09a-2) 「也」字は「此」字の誤刻。

二十三日有丙戌 (03-09b-8) 阮本は「三」字を「二」字に、「有」

字を「在」字に誤刻。重刊本は「三」字のみ訂正。

而杜必言遷都淳于 (03-13a-1) 「杜」字を「且」字に誤刻。

尋案春秋諸氏族之稱 (03-13a-10) 「族」字を「於」字に誤刻。★

翟則強梁固請公 (03-17a-5) 「則」字を「師」字に誤刻。

調與融一風二名 (03-26b-7) 「二」字を「一」字に誤刻。★

雖敵而忘其盟載之辭 (04-06a-10) 「雖」字は「臨」字の誤刻。★

之宿亦大夫盟也 (04-07b-3) 「之」字は「知」字の誤刻。★

鄭玄云上以下皆禪 (05-13a-6) 「上」字は「士」字の誤刻。★

大夫正法當呼爲王 (07-10a-4) 「王」字は「主」字の誤刻。

杵曰 (07-11b-5) 「曰」字は「曰」字の誤刻。

雖王使賓客示崇先代而已 (08-01b-10) 「使」字は「所」字の誤刻。

紀王之後 (08-06b-2) 「王」字は「亡」字の誤刻。

必有二日之次 (08-07a-2) 「二」字は「三」字の誤刻。

曾孫掣來 (08-10b-8) 「曾」字を「會」字に誤刻。

其君彼獲 (09-02a-5) 「彼」字は「被」字の誤刻。

注謂取至時君宋本此節正義在諸侯至爲族節之下 (校勘記 04-04b-8) 附校

勘記は「族」字を「初」字に誤刻。★

以上全十八例が重刊本では訂正されている (最後の一例は附校勘記の誤刻)。平均すると一卷に二例というところ。

次は阮本が誤刻しているものの、重刊本でも訂正されていない例である。その数は思いのほか多い。

#### 阮本の誤刻の例

傳惠公元妃孟子 (02-02a-4) 「妃」字を「配」字に誤刻。

二十三年而春秋之傳終矣 (02-10a-2) 「三年」は「三年」の誤刻。

大都三國之一 (02-16b-9) 「三國之一」は「三國之一」の誤刻。

莊三十八年傳曰 (02-17b-8) 「三十八」は「二十八」の誤刻。

與秦伯之君鍼出奔晉同也 (02-19a-6) 「君」は「弟」の誤刻。

實其殺心 (02-19b-1) 「其」字は「無」字の誤刻。

遂起初心之恨 (02-19b-3) 「初」字は「切」字の誤刻。

示有恩好 (02-23b-2) 「有」字は「存」字の誤刻。

皆言天王使矣 (03-03a-1) 「矣」字は「某」字の誤刻。

此後不言王使 (03-03a-1) 「後」字は「復」字の誤刻。

故虜公宜荷其祿 (03-09a-3) 「其」字は「此」字の誤刻。

彼長歷推 (03-09b-7) 「彼」字は「故」字の誤刻。

文不宜言魯人 (03-13b-10) 「直」字を「直」字に誤刻。

中屋南面 (03-19a-2) 「屋」字を「至」字に誤刻。

劉炫以大都名通 (04-01b-6) 「大都通名」に誤刻。

周道然也 (04-12b-6) 「周道然也」は「周道也然」の誤刻。

執其事而諫其非 (04-19a-4) 「事」字は「是」字の誤刻。

公與侯燕 (04-20a-4) 「侯」字は「族」字の誤刻。

北面西上 (04-20b-2) 「西」字は「東」字の誤刻。

世本姓氏篇云 (04-20b-7) 「姓氏」の上の「姓」字は衍字。

豕牡曰犯 (04-24b-4) 「牡」字は「牝」字の誤刻。

謂諸國大事 (04-26a-3) 「國」字は「是」字の誤刻。

商書顧命 (05-01a-10) 「商書」は「尚書」の誤刻。

自華蟲而下十章 (05-09a-10) 「十章」は「七章」の誤刻。

玉有十二 (05-09b-10) 「玉有十二」は「玉十有二」の誤刻。

論語商書皆云 (05-12a-8) 「商書」は「尚書」の誤刻。

王治祭服 (05-12b-1) 「治」字は「后」字の誤刻。

今人謂裏書之物謂裘 (05-13b-7) 「裏」字は「裏」字の誤刻。

故畫以旌旗 (05-15a-8) 「以」字は「於」字の誤刻。

又以商書洛誥說 (05-16a-2) 「商書」は「尚書」字の誤刻。

策勲常在廟 (05-17b-1) 「常」字は「當」字の誤刻。

又駕一馬以兩服爲三 (06-04a-4) 「以」字は「與」字の誤刻。

載孤輜 (06-13a-8) 「輜」字は「輜」字の誤刻。

曾無冬至之祭 (06-13b-8) 「曾」字は「魯」字の誤刻。

釋例曰 (06-14b-4) 「曰」字は「引」字の誤刻。

旬則不可期以一日 (06-15a-9) 「則」字は「故」字の誤刻。  
 今子發 (06-24b-7) 「子」字は「予」字の誤刻。  
 日改爲某 (06-24b-8) 「日」字は「口」字の誤刻。  
 而不復改名也 (06-25b-2) 「改」字は「故」字の誤刻。  
 鄆人曰虞四邑之至 (07-10a-6) 「日」字は「日」字の誤刻。  
 天根謂氏星 (07-21b-3) 「氏」字は「氏」字の誤刻。  
 所與知者 (08-02b-9) 「與」字は「以」字の誤刻。  
 爲逆至於魯不至於齊故也 (08-02b-10) 「逆」字は「送」字の誤刻。  
 其又異於邢遷也 (08-03a-4) 「又」字は「文」字の誤刻。  
 楚疆齊欲緩之以德 (08-07a-3) 「疆」字は「疆」字の誤刻。  
 春秋以來末嘗構怨 (08-15a-5) 「末」字は「未」字の誤刻。  
 文十年 (08-18a-7) 「十」字は「七」字の誤刻。  
 彼云小白既早 (08-18b-7) 「云」字は「迎」字の誤刻。  
 小白之後然 (08-18b-8) 「然」字は「也」字の誤刻。  
 謂迎小白者疑 (08-18b-9) 「疑」字は「還」字の誤刻。  
 西南流水下合泗 (08-19b-3) 「流」字は「沈」字の誤刻。  
 寡君願生得之以徇於國 (08-20b-7) 「生」字を「先」字に誤刻する。  
 背陳曰戰 (08-21a-4) 「背」字は「皆」字の誤刻。  
 構李之後 (08-21a-6) 「後」字は「役」字の誤刻。  
 注夫人至寧卿 (09-10a-6) 「寧卿」は「卿寧」の誤刻。  
 曲沃武公已即位二十七年 (09-12b-9) 「二」字は「三」字の誤刻。  
 云不忘古也 (09-15a-6) 「云」字は「示」字の誤刻。  
 而鬻奉得爲鬻者 (09-17b-10) 「奉」字は「鬻」字の誤刻。  
 其辭也韻 (09-23b-8) 「也」字は「並」字の誤刻。

以文不足故連言賓王 (09-25a-10) 「以」字は「於」字の誤刻。  
 易未必如本 (09-25b-1) 「易」字は「亦」字の誤刻。  
 指言一文所象 (09-25b-5) 「象」字は「像」字の誤刻。  
 又巽變爲坤 (09-26a-3) 「坤」字は「乾」字の誤刻。  
 山則材之所注 (09-26a-7) 「注」字は「生」字の誤刻。  
 而彼天照 (09-26a-7) 「彼」字は「被」字の誤刻。  
 彼天之照 (09-26b-2) 「彼」字は「被」字の誤刻。  
 故各陳必衰世 (09-27b-5) 阮校にいわく「宋本各作知不誤」。ただ  
 し阮本は「名」字に誤刻。  
 非爲祭耳 (10-01a-6) 「爲」字は「唯」字の誤刻。  
 大史論正月之事六 (10-07b-7) 「六」字は「云」字の誤刻。  
 三宮祭日也 (10-08b-2) 「三」字は「王」字の誤刻。  
 告於諸侯 (10-11b-9) 「於」字は「于」字の誤刻。  
 言廩不書作 (10-15b-7) 「言」字は「延」字の誤刻。  
 釋文云營室謂之定 (10-17b-5) 「文」字は「天」字の誤刻。  
 榦則在兩邊郭土 (10-17b-9) 「榦」字は「榦」字の誤刻。

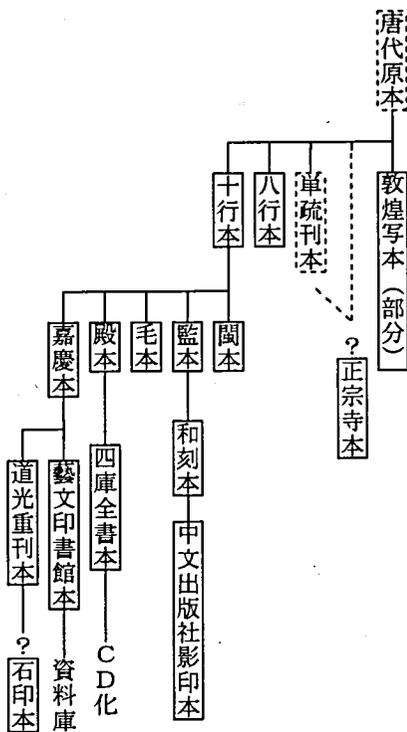
以上全七十四例、平均すると一巻に七例強。前の例とを合わせれば、嘉慶本は一巻に九例の誤刻を含み、重刊本の訂正はその二割に過ぎない。阮本自体の補正校勘記が必要となるであろう。

ちなみに前の誤刻訂正の例の後に★印を附したのは、実は世界書局本で訂正されている条で、その数はわずかに六例に過ぎない。したがってこの版本は、広島大学所蔵本とは異なる重刊本か、あるいは独自の訂正本を底本としているのかもしれない。そして上海錦章

圖書館本はこれよりもさらに訂正箇所が少ないようである。

さて、現在最も流布すると思われる藝文印書館影印本が、その底本として嘉慶本を選択したのは、これが初版本に由来するという点とで、それはそれで一つの見識ではあるが、ベストの選択であったとはいえない。しかし道光重刊本とて、いまだ多くの誤刻を残すものであることが、右の挙例から明らかとなった。十三經注疏のうち『春秋左傳正義』の一經、しかもその六分の一を検討したに過ぎないが、このことはやはり注意すべき点であろう。インターネット上で公開している台湾の中央研究院計算中心のデータ・ベース検索「漢籍全文資料庫」の底本がこの藝文印書館影印本であることも、思い合わされることではある。(4)

左傳注疏版本系統概略図



存  
佚

○ 本節最後に、蛇足の誹りを恐れず、阮本誤刻の具体例として『春秋左傳正義』卷三・隱公三年の条とその「校定文」を左に掲げる。

【傳】商頌曰、殷受命咸宜、百祿是荷、其是之謂乎。

【注】詩頌。言殷湯・武丁受命皆以義、故任荷天之百祿也。帥義而行、則殤公宜受此命、宜荷此祿。公子馮不帥父義、忿而出奔、因鄭以求入、終傷咸宜之福。故知人之稱、唯在宣公也。殷禮有兄弟相及、不必傳子孫。宋其後也。故指稱商頌。

【疏】商頌至謂乎○正義曰商頌玄鳥之卒章言成湯武丁也。二王者受天之命皆得其宜故天之百種之祿於是乎荷負之言天祿皆歸故得而荷負也今穆公示殤公亦得其宜故殤公宜荷其祿詩之意其是此事之謂乎 (03-09a)

○印を付した箇所には、阮元に次のような校勘の記述が有る。

・言成湯武丁 宋本「成」作「殷」是也。  
・今穆公示殤公亦得其宜 宋本「示」作「立」是也。  
ちなみに「正宗寺本」も宋本に同じく「殷」字・「立」字に作る。  
やはりこれに従うべきであろう。

そして●印を付した文字が、阮本の誤刻で、「也」字は「此」字の、「其」字も「此」字の誤刻である。後者の場合、杜注に「宜荷此祿」とあるのがその補証となる。そして「也」字は重刊本では訂正されているが、「其」字に訂正の手は及んでいない。したがって「校定文」は以下のようなようになるであろう。

【疏】商頌至謂乎○正義曰、「商頌」玄鳥之卒章、言殷湯武丁。此

二王者受天之命、皆得其宜。故天種之百祿、於是乎荷負之。

言天祿皆歸、故得而荷負也。今穆公立殤公、亦得其宜。故殤公宜荷此祿。詩之意、其是此事之謂乎。（03-09a）

「商頌」は（玄鳥）篇の卒章で、殷の湯王と武丁とを歌ったもの。この二王は天の命を受け、ともにその宜しきを得たため、天の百種の祿を荷なうこととなった。天の祿がすべて二人に帰したので、これを荷なうことができる、という意味である。いま穆公が殤公を立てたことも、その宜しきを得たもの。それゆえ殤公はこの祿を荷なうべきである。《詩》の意味はこのような場合を言うのであろうか。

注

① 実は、筆者の逡巡？の気持ちの表れであろうか、報告書では③の例が収録漏れとなっている。この報告書を御覧の方は、『公羊傳』の項の成公15年の「禮06-24b」の後に「22-16b」の一条を補っていただきたい。

② 頼惟勤監修『説文入門』（大修館書店 一九三）にもすでにこのことについての言及が有る（第二節 段注の版本）。

③ 前掲頼氏『説文入門』には、石印本について、次のような指摘が有る。普通石印本というと、安手の悪い本の代名詞みたいにいわれますが、石印にもいろいろあって、一概には言えない。段注の石印というのは、やはり丁寧に読んだ結果を取り入れて直してあるところがある。もともとこれは、石印本を出した人の仕事ではなく、さきほどの馮桂芬が

保息局で同治六年（二六七）に出した段注のテキストに基いて石印したからだそうです。石印とは言え、保息局本の代用として使える大事な本です。それで、その段注の石印本を影印した本があります。『中國學術名著』という叢書の中にはいつているのがそれです。結局のところ、全部影印本ながら、經韻樓原刊本と、皇清經解本と、保息局本に由来する石印本と、この三種があれば、当面は満足すべきでしょう。（七五頁）ただし阮本「十三經注疏」の石印本の由来、その種類等について、筆者は明らかにし得ていない。

④ この資料庫の文章は、阮元校勘記に従った補正は施されていない。これは正しい処置である。阮元が是非の判定を留保している場合が有り、中途半端な補正によって余計な混乱を増す恐れが有るからだ。したがって我々がこれを利用するに際しては、阮本そのもの、また校勘記にあたって文章を確認しなければならぬ。また資料庫自体の誤刻（この場合は打ち間違い？）も稀にはあるが、存在するようである。

なおここで付言しておくべきことが有る。藝文印書館影印本のリプリント版には、印刷の不鮮明な箇所、リプリント時の補正の重ね書きをしているが、これが誤った補正（したがって改悪）の場合も有ることに注意しなければならない。